

特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託者は、特定個人情報の取扱いについて、以下を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 本特約書で使用する用語の定義については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に準ずるものとする。

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、甲に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人番号取扱者を定め、その役割及び取り扱う特定個人情報の範囲を明確にし、甲に報告しなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者及び個人番号取扱者を変更する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 5 受託者は、変更の有無に関わらず、個人番号取扱者を年一回甲に報告しなければならない。
- 6 作業責任者は、本特約書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者及び個人番号取扱者を監督しなければならない。
- 7 作業従事者及び個人番号取扱者は、作業責任者の指示に従い、本特約書に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受託者は、個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に甲に報告しなければならない。

- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 受託者は、甲の事務所内等に作業場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受託者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特約書における作業責任者等が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業責任者等の全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員等の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報等の管理)

第9条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。紙媒体で持ち出す場合は、記載されている情報が容易に目に触れないよう保護措置を施すこと。
- (3) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報等を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報等を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

- (6) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の利用者、保管場所、持ち出し状況その他の個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (7) 個人情報等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 特定個人情報を扱う場合は、作業端末を特定すること。また、作業可能な端末を限定し、みだりに特定個人情報に接続できない措置を講じること。
- (10) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (11) 個人情報等へのアクセス制御を行うこと。また、個人情報等へのアクセス権限を有する者は業務に必要最小限の範囲とすること。
- (12) 特定個人情報へのアクセス権限を有する者は、個人番号取扱者に限定すること。

(定期報告及び緊急時報告)

第10条 受託者は、甲から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、特定個人情報の取扱状況について、違反の事実及び兆候を把握した場合、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第11条 甲は、本委託業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第12条 受託者は、本委託業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生又は兆候を把握した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。